第二章

国家の構造化のための諸原則

―定義と正当化

II

政治神学 政治の本質-

(以上、第一一八号)

―最高権限を有する学問としての倫理学

IIΙ 第一章

倫理学の対象としての政治

前書き

目

次

### 翻 訳

# アルトゥル・フリドリン・ウッツ『政治倫理学』(五)

### Щ 田

秀

訳

第三章 民主主義

民主主義の倫理的正当化

(以上、第一二一号)

第四章 市民権

II

市民の基本権としての良心の自由

(以上、第一二四号)

政治倫理学における市民権の体系上の位置づけ

III市民権としての意見の自由

V 庇護権 IV

市民権としての信教の自由

(以上、本号)

合理的平和獲得の努力の対象としての戦争

V IV III

> 国家構造における倫理的要素 政治体制への問い――国家形態 法治国家——権力分割 国家の支配権力―

VI

連邦主義 (連邦制度)

(以上、第一二〇号)

政党の倫理学

II

第五章 戦争

VI

抵抗の権利か?

第六章 政治的危機

121 (熊本法学128号 '13)

#### 第四 章 市

### Ш 民権としての意見の自由

## 意見の自由の

基本的に意見の自由は、

主観的真理認識とのみ直接結びつい

ある。 的に有効な仕方で定式化する能力を有するか否かという問題で 否か、また存在したとして誰がこの認識を有して誰がそれを法 と連関している。即ち、そもそも共同善についての客観的な認 ている。意見の自由は国家における真理の問題圏で上 識が存在するか否か、或いはそれに近接した認識が存在するか 述の 確認

れる。

排除して知性が実在を認識し得るようにしなければならず、 粋に主観的な真理概念に止まることは出来ない。 と真理のこうした関係を無視し主観的領域に制約されていたと であるようにしなければならない。 の本性からして本質的に実在に関連しているのであるから、 他面、 外的な影響を一 その意見が主観的産物であるばかりでなく実在の写し 我々は ただこの認識論的連関の下でのみ意見の自由は意味を 「意見」という概念において直接表現される純 -それが何処から遣って来ようとも-たといその法的理解が意見 人間知性はそ 人

> 当然ながら個人にだけではなく諸個人から成る集団にも与えら を得る」万人の権利という(GG Art.5, を表明し、これを流布し、一般的に接近可能な情報源から情報 意見の自由を定義して、「口頭及び筆記にて自由に自己の意見 のは当然である。この意味においてドイツ連邦共和国基本法は とが自明のことであるのと同様に、情報収集が社会規範に服す ある。意見の自由には、それ故、情報を自由に入手する 人の自由である。意見形成の前提は当然ながら然るべき情報で 頭でも筆記でも妨げられることなく表現する(能動的情報) 情報) 意見の自由で近代法が理解するのは、 権利が属する。 意見の表明で他人を貶めてならないこ 自分の主観的意見を Abs.1)。この 権利は

関係に解消してしまうからである。 多元主義の民主主義は共同体を根本的に個々人の多様な個別諸 題圏をこのように制約することによって、 困難になる。何となれば、 は民主主義的に構成された社会との関連でのみ議論される。 には総体社会を考えるべきである。 くの問題を抱えている。それらは様々に評価され得るが、 構成要件に適合する諸要因との連関においてのみ解決可能な多 市民の義務を遂行するに際して知っておかねばならない無数 会と民主的な社会とでは相違する。今日では市民の意見の自 この定義はこうした形式を有するが故に、具体的諸事情即ち あらゆる政治体制の中にあってご 民主主義は、 意見の自由は、 倫理的な分析は 市民が自らの 階層的な社

実現のための手段に外ならない。

このことは、

既

に言語が真理 は意思疎

この

道具でなければならないことを示唆している。

ては自己完成を遂げることが出来ない。

、間は本質的に社会的であるが故に、

他者との

意思疎通を

言語

通の

法思想においては存在しない人権の完全な私事

お

て意見の自

一由は、

社会構築、

即ち真

の共同善実現の

ため 意味

は 結 11

細 目 主主 が 周 一義を共同 知されることによって活 善と関連付けることなく、 かされる。

万人に同

.様に帰

属

加 (意見

する

否かを、 する自 な経済構想におけるのと同様である。 に委ねられる な競争社会として理解され、 害されることなく、 · がきちんと機能しているか否かを、 り組む必要はない。 由の単に形式的な組織化として理解する者は、 探求するだけで充分である。 誰も情報への関心を狭めることが こうした者にとっては、 他方で社会的な諸結果は社会政 即ち、 ここでは丁度自由主義的 それによると、 誰も自己決定権を 情報伝 経済は純 倫理 達装 的 か 簡

> れ 11 0) 社

情 0

# 見の自由に関する自然法論的考

て口 このまだ「原始的な」社会に即してであるならば、 の規範を説明することはより容易である。 が問題となる。こうした規範は人間 意見の自由を先ずその始原的な形態におい 頭または書面で人から人への意思疎通を規定する倫理 術が 見られない社会において探求することが推 の本性に書き記され それ故、 て、 即 振奨され 玉 自 ち 口然的倫理 家におい 意思 的規 って る。 疎

> 報を収集する権利 は同時に、社会で何が生じているのかを知る権利、 て、この真理に忠実な意思疎通への万人の義務に基づく。 . 必要な真理に即した意思疎通の条件である。 積極的権利)は、 会成員の義務が第一 然法的 に見れば、 (意見の消極的権利) 意思疎通が共同善の構築に資する限 位にある。 般的真理発見のための 自由な意見表明の権 を含む。 対話に参 これら二つ 即ち、 利

> > お

権利は、 ない。アリストテレスによれば共同善とは万人の完成である。 である。ところで、厳密に見るならば、 なる仕方でも仲間同胞に影響を与えない私的なものなど存 私的領域は、社会に影響を及ぼす限りで共同善にとって有 既述の如う 共同善命令に服する。 社会において本来 如何

最も単純な人でさえ道徳的態度を通して周囲

冊

「界に影響する。

それ故に彼は市民としての尊敬を享受する。 域に属するものと看做して国勢調査で秘匿するということをし 社会的に統合され得る。 点から考察すると、どのような私的決断であれ何らか れているような所謂個 ないでおくことも出来る。実定法的に基本法において定式化さ 人権は、 個々人は、 しかしながら、 例えば、 その住所を私的 真正な自 形而上学的 7の仕 自然 方で

一婚しているかいないかという問題は、 ない 例えば、税法上の規定は全く度外視して、身分は、 同性であろうとなかろうと、 二人の人間の婚姻外 私的問題であるだけ 即ち

・化を前提にして

の枠内において主観法 由への権利は次のように表現される。意見の自由は、 服している限り、保障されるべきである。その結果、 ものは人格法である。人格の自己決定は、それが社会的義務に れていない。最高次元での自然法の定式化をすると、 かなり少ない。しかしこれでも未だ自然法の具体的理解は得ら より厳密には、人間の社会的本性から考察すると、 同生活はなにがしか社会全体に関わる。要するに、自然法から、 [権利] として確定され得る。 親密領域は 意見の自 一般的な 社会秩序

的に制御可能な人権の定式化に辿り着く道を見出すかという問 切なことは、 である。 このまだ非常に抽象的でそれ故に曖昧な法規範をもってして 文字通り、 如何にして我々はここから出発して具体的で法律 実際には多くを成し遂げることが出来ない。大

と言うのも、 見出された「理性性」Vernünftigkeitへの注目が前提となる。 えなければならず、その結果、 影響が作用することになる。ここでは意志が強く関与している。 具体的なものに近づけば近づくほど、それだけ一層非合理的な で存在へのこの自然本性的定位を把持することが重要である。 ているお蔭で把握された。それ故に、具体的状況と直面する中 最上級の実践的原理は人間理性が存在に自然本性的に定位され マス・アクィナスが強調したように、それで以て一般的原理が これら自然法の諸原理を具体的現実に適用する場合には、 すべての主観的な影響(情熱、不注意など)を抑 具体的な実践的認識は、 トマス ኑ

0

権利の具体的定式化に到達することによって、

理性的に解決

化することに成功しない。同時にしかし、「正しい理性」 観的権利を一般的に定式化できるのは社会的結合関係にお 律)を特定の事実との関連で定式化することが可能である。 かであるに違いなかろう。 達された具体的定式化は同様に自然法と呼ばれ得ることが明ら のみであることが確定される。さもないと法律を論理的に正当 やアリストテレスが言うように、 問題に後に再度立ち返る。それにしても既述のことから、 .由来するからである。こうした論理に従ってのみ、 "recta ratio"、压 しい 法則 で到 理 性

0

13

それら事実をより上位の自然法諸原理と比較し、 来るのだろうか。この問いは、社会的環境を経験的に探求し、 制限の権利を、積極的なそれと消極的なそれを、 統合することの要求が出来るのだろうか、かくして情報への無 することを義務付けられることが先ず確認される。 思疎通を必要とすること、それ故個々人は意思疎通過程に参加 うことである。具体的にはここでは、 ら言うと、個々人は共同善の範囲内において権利を有するとい においては先ず共同善の概念が前景に立ち現れる。 が不可避であり必要でさえある。一般的な、なお抽象的な議論 からか、どちらの結合点から法が出発するのかを確定すること に見えるかということが問題となる。人格を意思疎通に完全に 具体的な実践においてはもちろん、集団からかそれとも個人 個々人の権利がどのよう 守ることが出 意見の自 これは逆 共同体は意 由

意見の自

由

当たっての

固

有の

問題がある。

自然法的定義は個人主

義的定義

見

元の自由

の正当性につい

て判断を下さねばならない

L

論理的に作動するという利点がある

(要約を見よ)。

お

いて、

この多数たるや、

周 知の

如く、

ń

個

しかし厳密に規定されなければならない。ここに自然法定位で

の領域で人格権に認められるこの支配的

な地位は

人主義的定位であれ実証主義的定位であれ定義を下すに

意見の自由をめぐる議論で関わって来る人間 なけれ ばならな

制を受けない に従うタイプの人間であり、 喪失の結果感情に、 分の利益に腐心する個人主義者であり、 である 展開可能性を有する価値多元主義的 我々の連関では理性によりも 第三に、 意見の自 第二に、 は、 曲 が道 民主主義 旺 一盛な好 第一 般 **過徳的な規** 似的な価 に ~奇心 の人 循 自

こうした具体的状況を考慮に入れて、

実際には共同

善や

集団

法的な要求から逃れることは出来ない。

を熟慮するということである。 同善要求が最も確実に実現される方法を知る必要がある。 ればならない。具体的自然法的な、 するために情報権 からの理性的な具体的法の導出によるならば、 人権から考察を開始し、 要求から開始するのではなく、 において人格権が主要な価値を獲得する。 (受動的意見の自由) 共同善の拘束指令が実現される方途 如何なる場合でも親密圏を保護 社会成員の意向に注目 即ち、 に制限が設けられなけ 一般的 意見の自由の 自然法の 即 諸原 ち 共

報

現代法思想における意見の自由の定式化

0 5

故に、 序に存するに過ぎない。これが価値多元主義を伴う現代民 権の集積としてしか把握され得ない。 な個人道徳によって支えられなければ 義における状況である。 の概念としての個人を出発点とする。それ故、 現代の法哲学は、 (実践的にのみならず) 理論的に既に現実的 自 然法論の それでもその 抽象 [理論] 状況は、 その本質はもはや平 ならないという真に自 をもはや 平和秩序は善良 共同善は なも 知

主主

害さないということだけであるから、 きるほど誰もが知っている。 権利と対立するに到る。 この主観主義的に定式化された人格権は民主主義的な情報 今やこの二つの権利を相互に限界づけるということに存する。 ライバシー)に算入される。これは一般的人格権に基づいて情 る権利を主張する。 ない限り、 民主主義の平和秩序が望むのは、 への権利 (消極的意見の自由)に優越する。 判決は裁判官の裁量に委ねられる。 センセーション定位の好奇心につ ジャー 個々の事実についての法律が存在 ナリストは職業柄、 一人の自由が他者の自 個人道徳は個人領域 実際上 裁判官は、 情報収: の問題 ては 集す 由

はそれ故に事実上多数によって承認されている価値感情に合 絶対的に妥当する道徳規範に頼ることが出来な 決定による影響を受 ·紛争事

民主主義的に定位された情報への権利によって過小評価される この例から、 程において一定の指導的役割を果たすと指摘して、棄却した。 この原理から、意見表明がなされる文化領域の相違が参照され な叙述であるという理由で訴えを、芸術は一般的な価値形成渦 彼等はメディアに追随する、 [る当事者で] 実際に例えばベルンの裁判所は、 道徳的信念がそれに属する人格権がいとも簡単に ない限り、好奇心に駆られるばかりであって、 即ち、 民主主義の原理を優先する。 宗教的にスキャンダラス

しかし、こうして人格権は又相対化されるのである。 た自由権に依拠することで、簡単に批判をかわすことが出来る。 陥っている。裁判官は、なるべく純粋に形式的な法律の形を採っ 断に、或いはひょっとしたら世間一般の人々に任される危険に 義され得ないという事情を示している。正義は裁判官の裁量判 この例は、 自然法の価値秩序を離れた場合に意見の自由 が定 かということが明瞭になる。

に組み込むことには成功しない。 に立って来た。その限りにおいて個人主義的に定位された意見 の自由の定義は自然法のそれと一致する。 思疎通機構に先立つ [優位する] 決定的規範であるという見解 個人の自己決定権、 れたのは、 実践の観点からみると、ドイツの立法は、意思疎通領域では 個人主義的基本権理解に立ったままでは共同利益を論理的 これまで通用して来ていた法秩序に甚だしい欠缺 即ち、人格権が民主主義的に規定された意 いつでもその都度解決が求め 但し先に述べたよう

> ある。 ろうに。その典型例の一つは、難民認定申請者に対する譲歩で れていたならば、こうした欠陥の多くは予見可能であったであ が確定された後であった。若し前以て共同利益について考えら

する庇護国は、共産主義難民認定申請者が祖国に留まっている 通用させることが出来るとするならば、誰がこれに対する措 彼らが意見の自由を異議を唱えられることのない個人権として 考えを有する祖国にとどまっている人々は、 義の難民認定申請者に対して無力である。そこにはやはり 兄弟の共産主義のためにだけ情宣活動をしている限り、 を講じ得るであろうか。共産主義を非民主主義運動として非難 らの者は政治的運動家 請者の政治的アジテーションを財政支援することがある。 して庇護国の国法秩序を侵害しない限り、 妥当する人権であると評されるならば、 か矛盾が存在する。 治的示威行動を行う権利が承認される。難民認定申請者と同じ わらない処遇を難民認定申請者に与えるよう強いられる。 若しも個人主義的に解された意見の自由 (煽動者)として国際的に利用される。 国家は自国民と何ら変 難民認定申請者に政 への権利が 密かに難民認定由 般 的に

# 現代意思疎通技術領域における意見の自由

!非常に複雑になった。このことは情報収集、 昨今ミクロ電子工学の技術のお蔭で意見の自由の具体的 情報処理、

は

である。

0 を途方もない規模で蓄積し結合し短時間 ている。 は中央管理された記憶装置であり、 ところの同種の構築された情報」と定義した。 **タ)を「適用される手法の如何に拘らず(但し、** な部分における現代的問題である。 タ保護領域における、 を利用し、何の目的でそうすることが許されるのか。これはデー であれそうでなかれ、 利用されているかが自分では分からない。 ることが出来る。個々人は、どれほど多くのファイル 文書の蒐集は含まれない。)、一定の特徴によって把握され 方法で改編されたり活用された場合を除く外、これには文書や た議論に頼らないことには論理的に答えることができないも これらの多面的な問題は、 だがこのデータを閲覧することができるのか、 が収録されており、 の重要な情報が収集されデータ処理をして最新状況が保たれ 更にまた他の特徴によって配列を変更され活用され 九七七年一月二日 裁判所、学校その他 データ処理をすることで、 法律家は、 即ち意見の自由に対する権 膨大な個人情報を公共行政施設 どのような不当な仕方で個人情報が既に 人格権の社会的拘束を定義しなければな のドイツ連邦情報保護法は、 何らかの自然法論的に基 や民間施設に提供して来ている。 様々な種類及び由来の情報 そこにおいて大きな仕事領 のうちに利用 個々人は、 「データバンク」 そして誰がそれ 自 利の最も困難 動化され 情報 一礎づ 0) 可能にす 自発的に **国** 中に自 け 庫

> ない、 嘆く。

13

6

でそれを行うことになる。 うない 一発見への本質的な連関も失ってしまった。 意見の自由への権利は、 場面に遭遇すると、 既述の如く、現代の法思想によると、 自分の馴染んだ個人主義的 序でに言うと、 彼は意見の自 視野 由 0) の外

使用

に関する法律規定が常に大量に変更されていることに窺え

6

これが例えば広く裏付けをもった情報に頼らざるを得ないデー 態が開示されるかを、 に従うと、各人は てみれば、 積されたデータがどのような仕方で利用されていいかも決定す がファイルに記録されても構わないかを決定する。 もはや個々人からしか定義され得ない。 て遮断される。ドイツの「情報に関する自己決定への基本 法律家は、 る。これは当然ながら、 ゆる個別の場合において一般的人格権が優先されるべきであ おける情報の権利の定義不可能な範囲を狭めることに繋がる しかし、これこそまさに法律家らが責任を負わねばなら 意見の自由の個人主義的概念の帰結そのものである。 この状態を民主主義過程に対する理解の喪失として 個人情報へのあらゆるアクセスが個人の意思によっ 「何時、 基本的に自分で決定する」 消極的意見の自由の権利、 そして如何なる限度で自己の生活状 個々人は、 権限を有する 即ち、 彼は又、 どのデー 夕

タバンクにとって何を意味するかは、 て情報収集も情報使用も関係者の意思に無関係であるような 報に関する自己決定」に対するが如き権利は、 0 覧表を作らなければならない。 想像に難くないところで そしてこ そこに

ある。

情

無 V

(数の構成要件

集された非常に多くのデータが私的領域でも有益であり場合に にはそのようには行かない。と言うのも、公共目的のために蒐 とすると容易に為され得るかも知れないが、もはや使用する際 存し得る。それ故に公共ないし国家目的と私的目的とは明瞭に 家的に正当化された諸制度の作用を確実にするという点にのみ 区別されなければならない。このことは情報収集の際にはひょっ ら規則は、 限の目的は、 義するという条件のもとでのみ作成され得る。 介入が正当化されるような如何なる目的をも法律で 社会秩序及び国家秩序、 即ち、社会的に及び国 しかしながら

よっては緊急に必要とされさえするからである。

れることを避けんがために、 が出来る。これらのデータは保護されていなければならない。 見られる。自動車を借りた者の走行を後で正確に検査すること 求は自動車の所有者の道徳的態度と関係ない他の諸条件下でも みがなされないことを望む事例を考えてみよう。そのような欲 公共目的が人格権を犠牲にして民主主義の情報の自由と同視さ ならないだろう。 すべての個別事例において公的関心が優越するのかそれとも個 正当化され得るであろうから、この構成要件の法律上の規定は、 動車番号が公的に追跡できる自動車登録原簿に登録される場合 人権が優越するのかが決定され得るように定式化されなければ 既婚男性が、浮気が発覚するのではないかとの恐れから、 自分の自動車の登録番号票(ナンバープレート)の書き込 同様の事例は記録書を装備した車の賃貸でも 立法者は個人の自己決定の保護を 自

> 的決定に拘束されることとなった。それにより当然のことであ たのである。 た。しかし、これは一般的に人格権を守るために引き受けられ るが公的意見形成が著しく阻害されることが見られるようになっ 優先した。かくして意見の自由への権利は不可避的に個 人の

### 要

と

される。 れる。 ずは行動する主体の傾向から出発しなければならない。ともか ゼは受け容れることはしないとしても、我々は思慮に基づき先 現しうるためには、それ故に、現代法哲学の主観主義的基本テー 己完成をみるのだということを道徳的な素質に基づい 点から、 消極的意見の自由の権利 的意見の自由の権利 これら諸権利のうち意見の自由領域においては人格権が優先さ くも自然法的な人格権の定式化は権利の法的定義と類似する。 はいても、人は自分の善を共同善よりも優先する傾向があると の実現のためには、共同善の命令に服することによってのみ自 いうことを考慮に入れなければならない。共同体内で何かを実 |制度の最高規範として包括的共同善が控えている。しかしこ 自然法論の議論においては総ての考察の初めにあらゆる活、、、 しかも、 特に共同善の観点から完全に排除されてはならな しかしながら、 先ず他者の人格権によってのみ制限される積極 (自由な意見表明の権利)としてである。 これ (情報への権利)は、 [この権利] は民主主義維持の観 それ故に、 て知って

これ以上展望することの出来ない現状にあって裁判官は荷が重 とが出来るようにする。それでも、 それ故に、 その議論は、常にそれぞれの価値の比較を行うことに終始 する。 論と、 考量に基づいて人格権 へ の、 律を公布し、依って以て裁判官が制御可能な規範を適用するこ てなされる価値選好を単に実用的に正当化できるだけである。 従って、論理的に見るならば、 を考量するに際して依拠する公分母を挙げることが出来ない。 発点は共同善にではなく個人の親密圏への、 実定法学的・主観主義的意見の自由の定義によれ これが共同善命令の実際の適用に取り組む処では、 自由な情報への接近への権利に置かれる。 しかしながら、 問題を含んだ個々のすべての事例において特別の法 少なくとも外的定式化による限り 主観主義的議論は、 (親密圏) 主観主義的議論はこの基礎に立っ が優先される。 意志疎通技術の進歩がもう 個々の場合に諸価値 自由な意見表明 主観主義的議 諸価値の比較 自然法論的議 ば、 議 論 0

Walter Leisner, Die Staatswahrheit, Macht zwischen Willen und Erkenntnis, Berlin 1999, besonders S. 140ff. (Staatswahrheit aus demokratischer Erkenntnis: Meinungsfreiheit - Öffnung zur Realität).

- (2) このことは、しかしながら、 留保は、アルトゥル・フェルメールシュSJによって別 という価値判断が固執されて来た。スコラ学者たちは、 もない。数百年に亙り虚言は常に非難されるべきである のである。 の説明が与えられた。それは言語の意味から出発するも 技巧形式である。それ自体として容易に正体を現す心裡 者は騙されることになる。心裡留保は真実隠蔽のため restrictio mentalisを提唱した。実際には、 権利を有しない場合として虚言を避けるべく心裡留保 他者が存在に適合した発言への権利を、即ち、 的事例においても真実を言わねばならないということで ではない。身振り言語も存在する。それは又、どの具体 よって現実化されなければならないことを意味するもの それによると、 言語がその本来の目的を奪 各人間間 の関係が しかし、 真理への 言
- (3)トマス・アクィナスによると、「正しい理性」rect事例は、掠奪者が金庫の鍵の在り処を問うた場合である

においてである。それ故、真実義務は存在しない。

対話の相手にとって真の対話が重要でない

れるのは、

#### 註

(1) この包括的問題圏の有益な記述は、次を参照されたい。

得る総てものが含まれている」(『神学大全』第Ⅱ1部 である 間が追加的に理性で有益であると認識する」総てのもの 題とされているのは、自然的傾向性のみではなく、「人 によれば自然法則ないし自然法と同一である。ここで問 Ⅱ1部第九四問題第三項本文末尾)。理性法則はトマス みにおいてであれ、真の自然法である(『神学大全』 自然法的原理からの演繹であれ、具体的情況との ratioが行為の規範として立てるものはすべて、それ (同箇所)。「理性法則に、理性によって規制され

4) 最上の諸原理から具体的法的定式の理性による如上の は社会的に規制されなければならない。 般的な利用権は一般的な私有財産権になる。尤も、それ 即ち浪費することなく為されるべきであるのだから、一 に対する一般的な法から私有財産に対する自然法 導出過程は、既に他の論考によって、即ち、世界の物財 の導出によって知られている。この利用は経済的に、 (自然

第九四問題第二項第三異論回答)。

(5) この問題群全体に関して法学の観点から有益な説明を Berlin 1999, 73-101 Festgabe, Zivilrechtslehrer der Jahrgänge 1934/35, Kinderzeit und heute, in: W. Hadding, Hrsg. Informations- und Meinungsfreiheit in unserer 提供する文献として次を参照されたい。 H. Ehmann,

### IV 市民権としての信教の自由

# [信教の自由の] 定義

ある。 他者からのあらゆる侵害から守られていなければならないので 即ち、特定の信仰を受容することが、他人であれ国家であれ、 そうしたものとして人間の最高度に内面的な関心事である。こ されなければならない。それは行為に対する責任の表現、 うした観点から信教の自由は良心の自由という特権を獲得する。 ことを意味する。良心判断は、それが支持する行為からは区別 由は、良心が禁止する行為を誰も強制されてはならないという 人間が自由に行為するに際しての人格的制御機関に過ぎない。 信仰は、 信教の自由は、その根を良心の自由に有している。良心の 自己の人生の最高価値に対する人格的決断であり、

我々は良心の自由という意味での信仰の自由を語る。 する人格的な生命価値に対する内的な肯定である。この観点で 礎づけられている。それ故に、宗教は常に最終的には政治的決 本質がそこに存する絶対的な価値、 う形態においてその力が顕現するものである。これは、宗教の かし告白でもあり、 有している。第一に、それは既に述べたように、 ところで信仰は、それが活発になり得るばあい様々な次元を 本質的に信仰集団の形成に赴き、 全世界を支配する価値に基 絶対的に妥当 布教とい 信仰はし

由

の概念は人権目録に組み込まれて来た。それ故、 良心の自由は一つに括られ得る。この意味におい

· て信

仰の自由

自

る。

未だ信仰

の自

わ

の多様な発現形態は考えられていなかった。

いて行動したのであった。こうした事例であれば信仰 たトマス・モアが至上権の誓いを拒絶したとき、 宗教活 いる。 定に食 承認されてはいなかったが彼自身が要求した良心の自由に基づ てである。 要な特定活 告白の 信教の自由 い込む :動の自由が何れも同次元に置かれている。 目 録では、 動 イングランド国王ヘンリー八世の下で宰相を務め 自由を語るのである。 ほど力をもった文化要因である。 良心の自 は、そういう訳で、 例えば行列行進や大衆抗議行進などを含んで 再 信 仰の自 更にどの宗教も、 一義的ではない。 再 信仰告白 それだから 良心の 彼 は当時未だ 公共 の自 0 自由が 近代の 自 由と 介的に 我 由

信仰 ての れによって何人も信仰の受容を強要されてはならないという条 後に挙げられ 0 しかし今日信仰の自由が語られる場合には、 )信仰、 ためになされる自己の信仰信条に基づく政治行為としての 内 的行為としての信仰、 が意味されているのか、 及び国 た政治上の信仰の自 [家の憲法乃至法律において信仰 信仰告白、 由にはその 明言しなければならない。 即 ち 本質 どの 信 からして、 内容の法的貫 仰 0 信 布教とし 仰 0 行為 そ 最

> は H

求するということがそこには含まれている。 )数によって支持されるならば、 立法が参照されるだけでよい 宗教的に基礎づ 民主主義 つけら n 0 市 民

今日人権として定義されているような信教の自

I由の規

多

0

らない<sup>③</sup> もこの規則 されるべきであるかという説明だけである。 せられている。 であれ宗教を理由に侵されることがなく市民間で差別がおこな よって劃されている。それ故に、国家には あるならば、 !もはや問われることがない。倫理法則として通用してい 社会において事実上多数が従っている行為規則である。 れない」という仕方で万民の信教の自由を保障する配慮 体社会の共同善に属する法律の前で公然とであれ隠れた仕 倫理的にはその限界は倫理法則とこれに対応した共同善に 般的で未だ細分化されていない信教の は純粋に主観的に解された良心の自由の結果に外 倫理的な観点から限界を提示することは容易 問題を整理するのは、 倫理法則の下で何が意味 自由 「市民の平等がそれ 絶対的な規範は今 の定義の枠 る しか であ 内

もはや寛容ではなく同等の 近代的概念に基づくならば、 、権として普遍的に妥当している良心の 総ての宗教に同じ文化機能

自由

一及び信

の自

が

件が含まれている。

何となれば、

それによって一般的な人権と

ともかくも宗教的

確信に由来する或る種の法律は法的妥当を要 :の自由が否定されることになるからである。

認されると思われる。

何となれば、

良心の

自由

に信教

の自

由

0

ての

個人の

信仰

と他者のそれとは完全に同等価値と看做されている。 と比較して支持することが出来ず誤っているとしながらも、そ らである。それ故に、信仰告白の領域においてもはや寛容を語 同一視されることによって文化創造的な特徴を更に獲得するか 式化されている信教の自由という市民法によると、自己の告白 れでも耐えられるとしてそれを妥当させている。今日法律上定 ない。寛容ということで、人々は未知の世界観を自分の世界観 ることは出来ず、せいぜい万人の同等の権利が語られるに過ぎ

信仰の自由の近代的な定義に由来する開かれた問

は先ずこの歴史的に条件づけられた現象を分析しなければなら 他の宗教社会の無制御の入植に対して防禦して来た。そこで我々 を有する西洋社会にどんな宗教共同体でも、例えばイスラムで 主主義の規則によるならば世界観的定位を有する国家はもはや 内容は妥当するというべきであろうか?言い換えてみよう。 言えばカトリック信仰によって特徴づけられた中世の国家は、 るだろう。ずっと緊急で悩ましいのは、キリスト教的文化背景 政治的役割を演じたヨーロッパ史の観点から取り組むことにな 会がコンスタンティヌス大帝から近代初期に至るまで決定的な 存在し得ないだろうか?我々はこの問題に、 それでは市民社会で多数を占めている教会についても如上の 歴史から我々が学んできたように、 点検なしで根付くことが可能かどうかという問題である。 キリスト教信仰、 特にカトリック教 厳密に 民

う。

ない。

手段の使用を拒絶して来た。 区別しなければならない。カトリック教会は昔から、そしてい リックであったことのない「非信者(不信仰者)」と、一度は の道徳的行為に妥当する基礎的義務を否定することになるだろ 強調して来た。そうでなければ教会は、良心に従うという総で ク信仰を受け容れるよう強制されることがあってはならないと 際して合法的な圧力がかけられたとはいえ、回心改宗への強制 つの時代でも、縦令事実上其処此処でゲルマン諸民族の回心に カトリックに帰依したもののその後これに背を向けた背教者を たことを理解するためには、異教徒やユダヤ教徒といったカト あった。他の宗派にそれぞれ異なる態度をカトリック教会が取 や闘争が見られたにせよ、同じ信仰が市民社会の本質的紐帯 スト教の信条への共通の帰依に見出した。どれほど政治的: 中世のカトリック教会における信教の自由の概念 中世ヨーロッパ社会は世界観的統一の基礎をカトリックキリ 教会はあらゆる時代に誰もカトリッ

ならない。 ではない)について語る。「彼等は決して信仰を強制されては やユダヤ教徒 トマス・アクィナスはこの神学的立場の主要証人である。 これまで一度も信仰をもったことのない者、 彼等は自身で信仰すべきである。 (同時代のユダヤ人であって旧約聖書のユダヤ人 何となれば信仰は 例えば異教徒

供は、 示によって廃棄されないからである。 は子供の宗教を決める自然的権利を有しており、 反して洗礼を受けさせられるべきではない。 てもこれまで一度も信者でなかった両親(キリスト教統治下に よいかという問題で、 いて制限された権利しか享有していないユダヤ人) 特にユダヤ人の両 それ故に、 自然法を指摘する。 誰からもこの世 トマスは救済秩序においても破壊されて [親に子供に洗礼を授けるよう強 何れにせよ子供は両親に属する。 の事物を支配する教会によっ 何となれ この権利は啓 の意志に 制し ば、 両親

意志

の

問

題であるのだから。」

中世時代に討論された、

不

信仰

0

会の政治的融合の結果であった。 ならない。市民社会も然るべく反応したということは て対応したということは、 これを表明した場合に相当の教会法上の措置、 基づいてのみ可能である。 ちこの堕落は、 反した者に関して神学は別の判断を下していた。 をも脅かした。 国 [家として理解されたから、 即ち一度はカトリック信仰を受容したがそこから カトリッ 中世 一の国家は世界観国家として、 ク神学によれば道徳的な過ち これはどの法律家も承認しなけ 教会当局がそのような堕落に対 公的に登場する背教者はキリス 教会の騒動は国 即ち破門によっ この変遷、 家の 即ちカトリッ は国家と教 政治的統 (罪 れば 即 離

即

的

それ故に、 観的真理への関係はそれ故に脱落するので、 行為の決定的な動機が生ずる内容に関 と同 ると真理は主観的な見解乃至信念としてのみ理 対象に存する。本来であれば或る特定の と偽の信仰 ?良心決断という内容空虚 決断を同時に意味するのであるが、 自由が一般的に各人が責任を負うべき行為に関 ない実践理性の行為であるだけであ 信仰の自 一である。 国法学者にとって、 の区別を行わないからであ 曲が人生の意味と目され それは、 信仰の自由という国法概念は真 な概念の次元に下降する。 良心判断同 近代の民 る。 わる限りにおける、 得る内容でありそこから 信仰 唯 様 信仰の概念は は解され 理論理 (主主義理解 の 0 決断は真理 区別 わるのに 性が 信仰 ており客 の信仰 その 関 対

0

それが知的明証性にではなく信頼 良心に発する行為と同様に同じ社会的 りもより確実である。 信仰の言明が洞察の言明から区別されるのは唯 による。 これに対して信仰は、その本質からいうと理論理性 法律家は信仰のうちに、 客観的に真であると捉えられた何かに関する言明であ 場合によっては信仰の しかし法律家はそれ 客観的真 方が自己の できる証人の 承認を受ける他 、理とは関係なく、 に関わってはお 洞察に基づく認識 言明に基づ 一次の点 の行 0 人間 自 即 n

者とも看做された。

教の統一を破壊する者としてばかりでなく、

玉

家の統一

の破

行為と同様に、

自

由

な個人的決断行為のみを見るのみであ

の

ように真理

から離反することに、

即

ち

由な良

決断に係留することのうちに、

何故カトリッ

ク教会が、 信仰を自

政

良心の決断及びそれに伴い宗教の選択は徹底的に個人化されて良心の決断及びそれに伴い宗教の選択は徹底的に個人化されてとを意味する。ここでは明らかに、カトリック信仰を排除することは、公共道徳の根底を揺り動かすたとを意味する。ここでは明らかに、カトリック信仰が真の信仰であるという考えが働いているが、他方でカトリックの信仰のあるという考えが働いているが、他方でカトリックの信仰のであるという信念も又一役買っている。カトリック信仰が真の信は我々の時代になって初めて、良心判断と同一ではない客観的は我々の時代になって初めて、良心判断と同一ではない客観的は我々の時代になって初めて、良心判断と同一ではない存録的は、公共に対している。カトリック信仰を指する。カトリック信仰を指する。カーの舞台から追い出されて、その後二十世紀に到るまで信教の自の舞台から追い出されて、その後二十世紀に到るまで信教の自の舞台から追い出されて、その後二十世紀に到るまで信教の自の舞台から追い出されて、その後二十世紀に到るまで信教の自りにないの決断及びそれに伴い宗教の選択は徹底的に個人化されて良心を指する。カーローはいるが、大きないの選択は徹底的に個人化されて、

来ているので、真理を求める統制は夢幻となった。

度は、 する。 独自の信仰の確信と自由を守ることである。教会は、それ故今 れるところから、 教会であるという基本的な確信から外れることはない。 連関からは離したものの、 るを得なくなった。教会にとって何よりも重要なことは、 信教の自由が形式的主観的良心の自由とこのように同一視さ 教会は 今後は民主主義的な国法の基礎の上に立てられる。 国法学者E・W・ベッケンフェルデが誤って考えたのと この点で教会は、 国法による規制との関連でのみ信教の自由の概念を定義 教義上の変遷とは全く関係していない。 「信教の自由に関する宣言」において政治的領域に カトリック教会はその政策を新しく定義せざ 信教の自由の定義を従来の教義学上の カトリック教会こそが真のキリスト 信教の自由 かくし このこ

ら決定する権利を有する、と宣言したことが理解できる。自己限定し、各人は人格として自らの信仰を自らの良心決断か

speculativa 信仰内容を(真であるとかないとかの)基準にしてはならず、 識に、 たとしても、 軽率且つ利己的理由 精神的過程を、 あり得る。実践的真理を探求するために誰か或る人が決断した 心決断は、客観的に、 で、教会は信教の自由と良心の自由とを同一視していない。良 に関して誰も他の人間がとやかく言う権限はない。こういう訳 慮と非の打ちどころのない良心でカトリック信仰を受け入れな な管理者を自任している。それでも教会は、或る人が充分な熟 冒頭で信教の自由問題への神学的アプローチが述べられ practica実践的真理の区別を想い出さねばならない。 みからか はたといその努力の結果が必ずしも客観的真理認識に実らなかっ ると真でなくても、 いことに理解がある。この秘密の過程を教会は個々人の責任意 人の義務が語られているのであるから。教会は神の啓示の正 ことを見逃している。そこでは何しろ真の宗教を求めるべき各 ベッケンフェルデは、信教の自由に関するヴァチカン宣言 最終審として神の判断に委ねる。教会が言うには、 客観的真理を求めての真剣且つ衷心からの取り組 (theoretica) 即ち良心判断が形成された方法を一 調べなけ 実践的に、 (自分の生活様式に合うか) からか、或い 即ち事柄から眺められ理論的に考えられ ればならない。 思弁的 即ち実践理性の行為として真で (理論的) 我 真理とveritas 々は veritas 良心判 -例えば、 それ

は、それ故に、 は無根拠と看做しつつも追放しなかった。 に到る道を見出さなかった者をも、 は は実践的真理に関する判断であり、 許容し、市民的交際において信者と同じ権利を承認しなければ ない。 理論的真理を求める真剣な努力にも拘らずキリ 信仰の異なる者を是認することは出来ない 教会はその信仰を客観 思弁的それに関するも 理論的信念から教会 スト教 節的に が、 ŏ ć

近代に変化したのは、 考えたことは当たっていない。 学的観点から他の信仰告白は容認されはするが真理基準に従っ ピウス十二世に反して寛容テーゼ――そのテーゼによると、 化に対応するために教会の側では教理上のものではないにせよ 出来る。これとは対照的に中世においては事情はそうであった。 ていない場合であれば、それらを国法上同権と宣言することは 世界観的に又は信仰的に定位された真理基準を国籍の基準にし て同等に正当と看做され得ない― 同様に真である」と言うことは出来ない。それでも、 それ故に、ベッケンフェルデが第二ヴァチカン公会議は今や 純粋に政治的状況であった。こうした変 相互に排除し合う理論的言明を ―を放棄することになろうと 国家が

> に取り扱うことの是認は何ら矛盾しない。 世界観を確信している者は、 る。ここでも最も大切なのは寛容である。 対応し国法の次元で自分自身と同じ権利を承認することが くことなしに、世界観を有する団体は寛容を以て他の諸 看做し得ないからである。それ故に、 **汽観を国家の強制手段で貫徹しようとはしない世界観を有する** れの団体についても言える。 他者の世界観を等しく真であると 自己の 道徳的寛容と国法上同等 [信ずる] 何となれば、 真理認識に背 自 团

何

すべての宗教の国法による平等な取り扱い の失敗

らである。事実上は、しかしながら、上述したように、 多くのイスラム教徒移民が見られる今日明らかとなった。 文化を有している。この独自性は非常に重要であり得るので、 相違によって区別される。 ないことが判る。 れる。ここから、 信条は、もはや真理からではなく、良心の自由のみから判 ればならない。と言うのも、 社会の文化体制と両立しうるか否かという観点から吟味しなけ れるのではなく-!の文化圏では一定の条件下でのみ受容され得るほどである。 これは、 元来国家は、その領域に根を下ろそうとする何れの宗派をも、 キリスト教に根付いて成立したヨーロッパ しかし、文化は良心の自由に基づい 特定信条の文化的欠陥に対抗することが出 ―これは何処でも同じである。 どの民族も歴史的に生成した自分の 宗教は文化カテゴリーに属するか 文化圏 て区別さ 実質的 々な

政治的な転換を迫られた。これは第二ヴァチカン公会議で厳か

に宣言された。カトリック教義において教会と国家が同一

視さ

神

他

たことは一度たりともない。これはアウグスティヌスが

で明言した。

# 宗教の文化的適応能力

う願った。「一九六五年二月三日にケルン大聖堂でイスラム教 バーが伝えているように、 と同一視したことに帰せられる。 基本的に信教の自由の尊重を保障して来ている。 くなじみない宗教共同体に承認することはあり得ない。 低ければ低いほど、既存土着の信仰告白共同体と同じ権利を全 共の場で振舞ってよい訳ではない。種族が混合される度合いが はないし、まして信仰に基づいて自分がよいと思うがままに公 を内面で信じ、 宗教活動の自由を区別し得ない。 の礼拝までもが行われた、 トリック教会に、自分たちに共同礼拝の場を提供してくれるよ た報いを受けている不賢明は要するに信教の自由を良心の自由 あるすべての人々、それ故に単に領土高権下にある外国人にも て、ドイツ連邦共和国はトルコに対しても又、自己の主権下に ながら、 らと言って、 信教の自由という基本権は、 司 教区に対する謝辞において、 国際条約によって、即ち、 何となれば、イスラム教徒はその後で彼らの宗教観 何でも表明したいことを公言してよいという訳で 集団で私的に礼拝を行うことが許される。 自分たちが祈る場は自分たちに帰属するもので 移住の第一段階でイスラム教徒はカ 信 [但し] 最初にして最後 クリスティアン・ヒルグルー 誰であれ自らの意思する内容 仰の自由、 ヨーロッパ人権条約によっ 今後はケルン大聖堂を自 信仰告白 今日のこうし 0 しかし 自 の礼 由

> ければならない。イスラム教徒に対して他の宗教の信者に対す 学校であれ、 信教の自由権は第三者や国家が自己の宗教に介入してくること 異なる宗教への帰依者に公立学校への門戸は開かれていなけれ 除するとかイスラム教信仰をキリスト教信仰に替える家族 ばならない。我々の法文化の理解からすると、 であって、離婚した者に子供への接見が常に開かれていなけ イスラム教の宗教共同体からの排除だけが法的制裁とされるの ると同様、 あるが、我々はここでは詳論できない。異種の宗教共同体は、 ばならない。公立学校における宗教教育の問題は独自の問題で の完全有効な承認は排除されることになる。 を獲得していないのであれば、 例えば、キリスト教の信仰告白がイスラム諸国家で同等の に対して死を以て威嚇するに至ってはいよいよ理解し難 分たちの所有財産と看做すと仄めかしたからである。」 の防禦権でしかないことを、それ故に、神の礼拝であれ宗教 第一条件とされるべきは、 固有の婚姻法が適用される。 財政援助に対する権利ではないことを知っていな 相互性という国際法原理であ イスラム教徒に対する宗教活動 しかし、 当然のことながら 家族集団 離婚 畑の場合、 から排

と解釈できないことを十分に証明しているであろう。じるここに述べた諸事実は、信教の自由をただ単に良心の自由信教の自由を十分区別して説明しないことから問題として生

0

ある宗教は排除されるに値する。

である。最後に、

神の国という趣旨での

権力掌握を目

指す

はこの

世から世界観国家を排除できないことを示している。 由は政治勢力の領域に服しているのであって、

の自

ク教会にとっては未だに保障されていない。

これらの

は

民主主義 例

亩 党の [主義的な世界観国家の問 綱領 はどれもみな、 基本的に世界観から生まれて来る

ない。 は、一九九九年に国民によって承認された新連邦憲法にも今で いう内容の条項が文化闘争来今日でも存在している。 の許可なしにはカトリック教会は教区令を作ってはならないと 基づく世界観国家は全く不可能である。 限りにおいては、 に基づいて世界観国家が、少なくともこの多数が舵取りをする で多数が婚姻不解消に賛成投票したならば、 ものは実現されない。即ち、 宗教に留まるよう強制されない。それでも自由主義が追求する 数派の宗教を受容するよう強制されないし、多数派の誰もその 選好に自己を合わせなければならない。もちろんどの 基づいて世界観的国家定位を決定するとしたならば、 民の信教の自由がひどく制限されることをそれは意味しかね | 界観である。 らゆる倫理的拘束を法秩序から排除する。 のである。自由主義政党についても事情は変わらず、 しばしば民主主義の模範と称賛されるスイスでは、 信教の自由は、 仮に今或る国家において多数が統一的 登場する。 信教の自由に対する一般的権利に 少数派は、 それ故に、 例えば、 このとき多数 スイスでは 別の考え方をする 虚無主義も一つ アイルランド この条項 カトリ 派の 多数原理 価値 市民も多 それ 国家 )価値 記観に 0

ばならないだろう。

くして民主主義と世界観国家を対立させるのはキメラの である。 如

0

くのイスラム教徒と比較して、 イスラム教の神の国の中に立たされていることを覚悟しなけ イスラム教徒の出生率はヨーロッパ人のそれを大きく上回 いる。こうした状況であってみれば、 人は既に入植した多くのイスラム教徒とこれから入植する多 的展開に思いを致すときますます気がかりになる。 これを確認した上でヨーロッパにおいて見込まれる人口 いよいよ減少傾向にあ ヨーロッパ人は近い 3 ŋ, 口

パ

とは出来ない。 されたのであるから、 に無視された。 を決定的に刻印して来たことは信教の自由を定義する際に完全 信教の自由が形式的で無抑制 キリスト教的信仰告白がヨーロ イスラム教徒の政治的前進を阻止するこ の良心の自由という意味で定義 ーッパ の政治変化

註

(1) これはカトリック教会の第二ヴァチカン公会議も又言 するよう倫理法則によって義務を負わされている。」 社会的責任の倫理原理が守られなければならない。 言している。 一人の権利と他人と共同善とに対する自らの義務を尊重 々人も社会諸 「すべて自由の行使にあたっては、 集団も、その権利の行使にあたっては、 個人的

137 (熊本法学128号 '13)

教の自由、第7)

- (2) 第二ヴァチカン公会議、信教の自由、第6。
- (\(\pi\)) Vgl. A.F.Utz, Gewissensfreiheit und gesellschaftlicher Niedergang, in: A.F.Utz, Ethik des Gemeinwohls, Gesammelte Aufsätze 1983-1997, hrsg. von W. Ockenfels, Paderborn 1998, 101-104.
- (4) S.Theol.II-II 10, 8.
- して真理に定位している。しかし、この真理は「実践的(6)それ自体としてみれば、良心も又、実践理性の判断と(5)Vgl. S.Theol.II-II 10, 12.
- (7) グレゴリウス十六世、ピウス九世、レオ十三世、ピウス十二世の発言については以下の文献を見よ。*A.F.Utz*, Die Religionsfreiheit aus katholischer Sicht, in: Ethik des Gemeinwohls, Gesammelte Aufsätze (1983-1997), hrsg. von *W. Ockenfels*, Paderborn 1998, 282.

的適用に到る正しい過程にその本質があるからである。命令(存在に即した善を行うべし)から思慮による具体真理」と呼ばれる。何となれば、それは最上位の実践的

(8) Vgl. Zweites Vatikanisches Okumenisches Konzil. Erklärung über die Religionsfreiheit, Lateinisch und Deutsch, Mit einer Einleitung von E.-W. Böckenförde, Münster 1968.この序論がドイツ

司教の要請によって作成されたドイツ語版に収録されているのはスキャンダルである。Vgl. auch: *E.-W. Böckenförde*, Schriften zu Staat-Gesellschaft-Kirche, Band III, Religionsfreiheit, Die Kirche in der modernen Welt, Freiburg i.Br. 1990 (Gesammelte Aufsätze).

(9)一九五三年十二月六日にイタリアのカトリック法律家 向けられており、その際神学的な概念規定を放棄してい 来ない。」第二ヴァチカン公会議は専ら国法のレベルに る。「カトリックの信仰からは、不信仰に対して信仰と 1954-1961, Nr. 3978. ピウス十二世の発言は未だ寛容 より高くより包括的な善のために、国家の法律や強制措 する権利を何ら有しないと明確に語っている。それでも 徳律に一致しないことは客観的に存在・宣伝・行動に対 る訳ではない。神学的次元においては第二ヴァチカン公 一致する発言に対する如く同じ権利を承認することは出 い。神学的に彩られている事情は以下の文に見て取られ についての民主主義的理解に基づいた精密化をしていな Lebens. Soziale Summe Pius'XII., Freiburg/Schweiz Aufbau und Entfaltung des gesellschaftlichen は正当化され得る。Vgl. A.-F. Utz,-J.F. Groner (Hrsg.) 置によってではないにせよ、つまり寛容を実践すること 団体向けになされた演説の中でピウス十二世は真理と道

〔10〕これについては周到に考え抜かれたヒルグルーバーの 会議は何ら変更を見ない。

115-131. Görres-Gesellschaft 1998, Köln 1998, 87-114. Zur deutsche Kulturstaat und der muslimische 考察を参照されたい。Vgl. Christian Hillgruber, Der Kulturelle Bindungskräfte der Religionen, ebda, Beziehung der Religion zur Kultur: Justin Stagl, Kulturimport, in: Jahres- und Tagungsbericht der

(□) Europäische Menschenrechtskonvention, Art. 1,9. Vgl. Chr. Hillgruber, l.c. 94, Anm.9.

(2) A.a.O. 91.